

地域福祉計画策定ガイドラインについて

1 計画策定の根拠

○社会福祉法 107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

1 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉，その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項

2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には，同項各号に掲げる事業に関する事項

二 市町村は，市町村地域福祉計画を策定し，又は変更しようとするときは，あらかじめ，地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに，その内容を公表するよう努めものとする。

市町村は，定期的に，その策定した市町村地域福祉計画について，調査，分析及び評価を行うよう努めるとともに，必要があると認めるときには，当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※平成30年4月1日 改正社会福祉法施行

2 改正社会福祉法における計画に盛り込むべき事項

（1）地域における高齢者の福祉，障がい者の福祉，児童の福祉，その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項 **【改正により追加】**

①様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした，福祉以外の様々な分野（まちおこし，商工，農林水産，土木，防犯・防災，社会教育，環境，交通，都市計画等）との連携に関する事項

②高齢，障がい，子ども・子育て等の各福祉分野のうち，特に重点的に取り組む分野に関する事項

③制度の狭間の課題への対応の在り方

④生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

⑤共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

⑥居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

⑦就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

⑨市民後見人等の育成や活動支援，判断能力に不安がある者への金銭管理，身元保証人等，地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

⑩高齢者，障がい者，児童に対する虐待への統一的な対応や，家庭内で虐待を行った擁護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

⑪保健医療，福祉等の支援を必要とする犯罪を犯した者等への社会復帰支援の在り方

⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

⑬地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と，各福祉分野の圏域や福祉以外の圏域との関係の整理

⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進

⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制

⑯全庁的な体制整備

（2）地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

①福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備

②支援を必要とする方が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立

③サービスの評価やサービスの内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保

④利用者の権利擁護

⑤避難行動要支援者の把握および日常的な見守り・支援の推進方策

（3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（5）包括的な支援体制の整備に関する事項 **【改正により追加】**

①「住民に身近な圏域」において，住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

②「住民に身近な圏域」において，地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

③多機関の協働による市町村における包括的な相談体制の構築